

【刑 法】

真面目で厳格な大学教授Aを父に持つXは、その父に反抗して極めて生活態度が悪く、大学6年目を無為に過ごしていたが、某日、半ば勘当同然に家出をした。それから10日後の午後9時頃、高校の同級生で不良仲間であったYと久しぶりにコンビニ前で出会ったとき、Yから現在執行猶予中の身で、しかも病弱な母親との二人暮らしであることから、経済的に困っていることを打ち明けられた。Xは、自分も金に困り始めたときでもあったので、実家と同じ町内の富裕家B宅へ盗みに入ろうとYに持ちかけたところ、Yは、最初は躊躇していたが、やがてそれに応じた。ところが、B宅前まで来た時点で、Yは、やはりこれ以上母親を悲しませたくないから、この犯行を止めるとXに申し出ると共に、Xも止めるよう熱心に説得した。そこでXは、Yの説得に不承不承ながら応じて盗みをしないことにし、Yとはその場で別れた。

しかし、ひとりになったXは、Yの立場を理解しつつも、他方で、Yを弱虫と非難するだけでなく、また自分も金策をしなければという気持ちが益々強くなり、午後10時頃、実家近くを通りかかったとき、毎月その日は、所用で両親の帰宅が極めて遅いことをふと思い出し、誰もいない実家に侵入し、Aの書斎の机引き出しから現金15万円と、棚から日頃Aが大切にしていたクラシックな懐中時計（Aが友人Bから預かっていた約30万円の価値あるもので、Xはその事情も価値も知らなかった）を領得し、実家を出た。

それから約20分後、実家から約1キロのところを歩いていたXは、たまたま付近をパトロール中の警官Cに不審者として呼び止められ、付近で多発していた婦女暴行魔Dと間違えられ逮捕されそうになったので、その場から疾走し、一時Cから逃れた際、偶然、遊び仲間のZに出会った。Xが、実家から現金を持ち出したが、パトロール中の警官に不審者として追われていることをZに打ち明け、「盗ってきた現金を半分やるから援護をして欲しい」と依頼したところ、腕力に自信のあるZは即座に了承した。まもなく、XとZはCに発見されたが、約束通りにZがCに立ち向かっている間に、Xは逃走した。Zは、かなりの抵抗を試みたが、約10分後、遂にCに逮捕され、Zの自供に基づきXも3日後に発見され逮捕された。

X、Y及びZの罪責はどうなるか。